

『日本語教育の質の向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時：令和4年5月31日（火）

10時00分～12時00分

開催場所：Web 開催会議（文化庁第二会議室）

〔出席者〕

（委員）西原座長、伊東座長代理、大日向委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員、加藤委員、石坂委員

（文化庁）杉浦次長、山田地域日本語教育推進室長、堀国語課長補佐、伊藤国語課長補佐、相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官 他

〔配布資料〕

【資料1】 委員名簿

【資料2】 会議運営規則(案)

【資料3】 日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格（検討にあたってのイメージ）

【資料4】 日本語教育機関ヒアリング資料（株式会社インターカルト日本語学校）

【資料5-1】 令和3年度大学等及び文化庁届出受理養成課程報告書概要

【資料5-2】 令和3年度日本語教育機関における自己点検・評価等に関する実態調査概要

〔参考資料〕

【参考資料1】 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の設置について

【参考資料2】 日本語教育関係 参考データ集

【参考資料3】 日本語教育関係 施策集

〔経過概要〕

昨年、有識者会議にて、日本語教師の国家資格取得要件や日本語教育機関の評価制度といった事項が提示され、文化庁は法制化に向けた検討を進めている。今年の会議では、より実態に沿った制度を進めるべく、関係者からのヒアリングを行いながら制度設計について審議を行い、一定の方針・方向性をまとめていく。

本会議では、文化庁からの検討状況・実態調査の報告、日本語教育機関からのヒアリングのあと、各委員から取り組みに対する御自身の姿勢・御意見を頂戴した。

○司会

只今から、第1回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催いたします。まずはじめに、本日の会議開催に先立ちまして、文化庁次長の杉浦久弘より、御挨拶をいただきたいと思ひます。

○杉浦次長

文化庁次長の杉浦でございます。「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から日本語教育施策の実施に、御尽力、御指導を賜り誠にありがとうございます。またこの度は、大変御多忙にもかかわらず、有識者会議の委員に御就任いただきまして、厚く御礼申し上げます。文化庁では、令和元年6月に成立いたしました日本語教育の推進に関する法律におきまして、日本語教師の資格等の整備が求められることを契機とし、検討を進めてまいりました。昨年、有識者会議によってとりまとめられました「日本語教育の推進のための仕組みについて」では、日本語教師の国家資格取得要件や、日本語教育機関の評価制度といった事項が提示されておきまして、これを踏まえ文化庁におきまして、法制化に向けた検討を現在進めているところでございます。この有識者会議におかれましては、より実情に沿った制度を進めるべく、関係者からのヒアリングなどを行いながら、詳細な制度設計につきまして御審議をいただき、一定の方針、方向性をとりまとめていただければと存じます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を頂戴し、お力添えいただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からの開始の御挨拶とさせていただきます。宜しくお願ひいたします。

○司会

ありがとうございました。続いて、西原座長、伊東座長代理より、簡単に御挨拶をいただけますか。

○西原座長

先ほど御推挙いただき、座長をさせていただく西原でございます。活発な御議論を、委員の皆様方によって御展開いただく次第ですが、タイムキーパーという役割をさせていただくということでございましょう。どうぞ宜しくお願ひいたします。

○伊東座長代理

先程、西原座長から座長代理に推薦していただきました伊東祐郎と申します。西原先生とは、文化庁の会議で御一緒させていただいております。今回の有識者会議は、いよいよ日本語教育の質の維持向上のための、本格的な制度設計の話になろうかと思ひます。不測

の事態が発生したときに、代理が務められるように努めてまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。この後の進行については、西原座長にお願いいたします。

○西原座長

早速、議事（２）日本語教育機関の評価制度及び資格制度に関する検討状況の報告に入ります。議事（２）（３）については、議事（４）の意見交換のところ、まとめて質疑応答をいただきたいと思います。まずは議事（２）について、事務局より御説明をお願いいたします。

○山田地域日本語教育推進室長

事務局の文化庁国語課、山田でございます。議事（２）につきまして、資料３に基づいて、御説明をさせていただきます。日本語教育機関の認定制度、日本語教育の国家資格、検討にあたってのイメージを示しております。

まず、検討の経緯を御説明させていただきます。資料３の２ページの下に、検討の経緯がございます。先ほど座長の御挨拶でも申し上げられましたとおり、令和元年の日本語教育推進法におきまして、日本語教師の資格の整備、日本語教育機関の水準の維持向上を図るために、必要な適格性を有するものに関する制度の整備、この２点について検討するという宿題をいただいております。これについて文化庁でこれまで検討してきました。具体的には、令和２年には、文化審議会国語分科会のほうで「日本語教師の資格の在り方について」のご報告をいただきまして、さらに昨年度は、日本語教育の資格に関する調査研究協力者会議によるご報告をいただき、日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度という大きな２点について、方向性をご提言いただきました。昨年８月の報告書に基づいて、文化庁のほうで法制化に向けた検討をこれまで進めており、その内容につきまして、今回イメージということでお示しさせていただきます。

資料３の１ページにお戻りください。こちらが現在文化庁の中で検討している制度のイメージでございます。柱としては２点、日本語教育機関の認定制度、認定日本語教育機関の教員の資格ということです。まず１点目、日本語教育機関の認定に関しては、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる日本語教育機関について、文部科学大臣の認定を受けることができるという制度を考えています。一定の認定の基準を定めた上で、それを審査して大臣が認定するという仕組みです。認定された日本語教育機関の情報については、文部科学大臣が、多言語でインターネット等で広く公表することによって、認定された機関の情報を関係者へ広く周知していくことを考えています。さらに、認定の効果として、認定された日本語教育機関自身が、学生を募集する際に、文部科学大臣の認定

を受けていることを示す表示、マルテキマークのようなものをつくるのかなということも含めて検討しておりますが、そういった表示をすることができるということにいたしまして、学習者あるいは関係者が、学校選択する際に、認定された学校を分かりやすく示すということを考えています。3点目として、文部科学大臣による段階的な是正措置については、認定後、一定の質が保たれていることを担保するために、認定された後も必要に応じて報告を求めるとか、あるいは認定の基準に反するような事象があった場合には、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることも、あわせて検討しています。

2番目、認定日本語教育機関の教員の資格です。認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験を、文部科学大臣が行いまして、これに合格し、かつ文部科学大臣が指定する教員養成機関が実施する教育実習を終了した者については、文部科学大臣の登録を受けることができるといった資格を検討しております。そして、認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者については、登録日本語教員であるものとするということで、1の認定制度と2の資格制度の両方が相まって、日本語教育機関の質の確保に資するようなものを考えています。

これまで御説明した内容について、2ページの図に書いてありますが、資格と機関の認定が連動した形で進めていくということです。なお、新しい資格の創設にあたりましては、現職の教員に関する経過措置も合わせて検討が必要と思っております。新しい制度のイメージについては以上です。

新しい制度のイメージを踏まえた上で、本会議でこういった事項についてご検討いただきたいかについて、資料3の3ページに列挙してございます。まずは、日本語教育機関の認定制度に関することにつきましては、大きな枠組みは先ほどの御説明のとおりですが、具体的な運用に向けては、認定の基準をどうするのが大きな問題となりますので、その基準の在り方、修業年限、授業時間という具体的な内容について、本会議で御議論いただければと思っております。ただ、このことについては、下の注にあります。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会という審議会の会議体がございます。こちらのほうでより詳細な審査基準について、専門的な議論をすることを予定しておりますので、本会議では、その審議会での議論につながるような大きな方向性に係るとりまとめを想定しております。

認定制度に関するもう1つの検討事項として、認定機関が行う自己点検、情報公表について、具体的な項目や、こういった手法で公開していくのかといったこともご議論いただければよいかと思っております。もう1点、国家資格に関することについては、筆記試験、教育実習の2点が資格に必要な要件ということですが、こちらについて、令和3年の報告書で一定の要件がすでに示されておりますが、それに加えてもし必要があれば、さらに検討していくことが1つ。それから、令和3年の報告書の中で、一部の者については免除対象とするという記述がございますので、具体的にその対象者について御議論していただくことを想定しております。大きな問題としては、3.の指定教員養成機関についてです

が、文科大臣が指定するという枠組みになりますので、その指定基準についても検討するということですが、こちらも認定基準と同様に、より詳細な審査基準については、のちほど文化審議会の小委員会のほうで、より詳しい議論をしていただくということですので、本会議では大きな方向性のとりまとめということで考えております。また、国家資格に関して、先ほど申し上げたとおり、現職教員の経過措置も、1つ大きな問題となっておりますので、そのことについて本会議で取り上げるということで考えております。資料3についての説明は以上です。

○西原座長

ありがとうございます。御質問等は、次の資料の御説明の後に予定されております。続きまして、議事(3)日本語教育機関からのヒアリングについて御説明をいただきますが、こちらは本会議の委員でいらっしゃいますインターカルト日本語学校の加藤委員から御説明をいただきます。

○加藤委員

インターカルト日本語学校、学校長の加藤と申します。宜しくお願いたします。まず私どもの簡単な説明をしたいと思っております。インターカルト日本語学校は、東京の台東区にあり、日本語教育事業を1977年に始めましたので、今年で創立45周年になります。翌年に日本語教師養成事業を開始しました。黄色く括弧してあるところが、現在私たちがしている主な事業ということになりまして、まさに今の検討課題に合致してくるところです。日本語教育に関しては、留学生、就労者、生活者、日本語教師の指導者の養成・育成ということで、いわゆる420時間の教師養成、それからボランティアの指導者に対する育成といったところを掲げております。認証として第三者評価及びISOを取得しております。

まず留学に関しては、定員720名ですが、この3月に念願かなって、2年以上足止めされていた学生たちが入ってきました。現在は270名ほど、36の国と地域から来ております。さまざまな国の学生が学ぶ学校というのが、私たちの1つの大きな特徴になっております。卒業後の進路ですが、この辺は一般の学校さんと似ているところですが、進学、就職、帰国して就職という辺りで、特に近年は日本語教育機関を終えて、4年制の大学を出ている場合は就職ができますので、国内で就職を希望する者が徐々に増えてきており、割合としても、ITが多くて、小売り、ホテルといったコミュニケーションを伴う業種に就く人も多いという印象です。

次は就労に関してです。いわゆる高度人材といわれる方たち、技能実習の方たち、両方に関わっていますが、ビジネスマンに関しては、企業からの委託で教師を派遣したり、今のコロナ禍においては、オンラインが主流になりましたが、ここが近年、私たちが実際に教師を派遣したり、オンラインで日本語教育を、その会社の外国人社員の方に行っている会

社さんです。下に書いたのが、地方自治体と協業しまして、具体的には広島や京都ですが、県内、府内で就職する学生さんたちに、ビジネスを中心とした日本語教育をするということで、オンラインと、こちらから教師が行ってという形でもいたしました。それから技能実習生に関しては、私たちは全国にいくつか日本語教師養成講座のサテライト校を持っておりまして、特に福島が盛んに、企業からの委託で教師を派遣して、実際に技能実習生たちに日本語を教えています。またあとで紹介しますが、私も実際しているのですが、それぞれのところで、日本語指導を担当する人たちに向けての日本語の教え方であるとか、そこでの異文化間理解というようなことも、ここで対象としております。近年の私の感覚からいくと、例えば福島県内でも、地域の日本語教室の対象となる人が、地域のお母さんであったり、奥さんであったり、英語の先生であったりだったのですが、今は一気に技能実習生がその対象になっているところが、大きい変化かなと捉えております。

次は生活者に対する日本語教育です。これは文化庁の委託事業を2008年から、ずっといろいろな形のものを受けておりまして、今年も3年目の普及事業を受託した形で行っております。私たちの学校の中でも、地域のお母さんを集めた日本語教室であるとか、ミャンマーの難民の日本語教室も、2014年から関わっております。右に書いたのは、文化庁の事業や、日本語教師の養成講座、サテライトという形で、北海道から沖縄までさまざまところとの連携です。これは単に同じ日本語教育機関でなくて、一般社団のところ、それから福島は、福島の国際交流協会、県の協会、そして地域の日本語教室です。愛知県は、日本語教材を開発する会社です。それから大学、専門学校、日本語学校、さまざまところと連携して、日本語教育を行っています。

次は指導者育成で、まずは文化庁届出受理の420時間の日本語教師養成をしておりますので、その修了生たちが国内、海外、さまざまところに人材として輩出されています。右側に書きましたのは、日本語教員養成研究所が受注している実績です。文化庁の事業は15年にわたってしておりますが、その下に書いたものは、東京都をはじめ、区であるとか、埼玉県、神奈川県、企業に対して、ボランティアの日本語指導者のための講座を担当しております。内容の1つは、近年とても多くなっているやさしい日本語と、もう1つは外国人と接する人々ためのさまざまな事業を受託するという形での展開をしております。

していることとしては、これが最後のシートになりますが、教育IT教材の開発と実施を、10年ぐらいにわたってしております。私たちの校内と、ベンダーさんと組む形で、eラーニング、アプリ教材といったものを開発してきまして、それを使ってコロナの間もオンライン授業をしたり、ハイブリッドの形で授業を行ってきました。オンライン授業やハイブリッド授業は、ほとんどの日本語教育機関が恐らくコロナ禍で取り組んできたところだと思います。

これは私たちがeラーニングを始めたときも別に表したものです。去年、文化審議会日本語教育小委員会から出てきた、日本語教育の参照枠に合致するものですが、私たちがしている留学生の教育、それからオンラインでの教育、地域、さまざまなものがどの位置に

あるのか、そしてそれぞれの技能に対して何ができるようになることを求めていくのかという表をもとに、外部の指標としてCEFR、JLPT、BJTというものも活用して、その中の位置を定めながら、カリキュラムを考えています。日本語教育の参照枠が出てきましたので、新たに私どもの見直しと、オンライン授業というところで、こういった形でそこをしていけるかということ、今年度の事業の1つとして私どもが始めたところです。

現状の課題と今後に向けてということで、昨年度の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の委員をさせていただいて、そこを経て私が今回も引き続き、こういったところが課題ではないかというところを書きました。大きく3つ、左側、認定となる日本語教育機関について、日本語教員の国家資格について、日本語教師養成機関が指定になるところでの問題意識です。右側にそれぞれ書きましたが、日本語教育機関に関しては、認定基準の在り方がどういうふうになってゆくのか、活動範囲とされている留学、就労、生活。特に就労、生活に関して、他の関係機関とどんな形で連携していけるのか。そして情報の公表。そういったところをきっちりと決めていく場になったらと思っております。日本語教員の国家資格ですが、第一には処遇改善というところを問題意識として持っておりまして、それが国家資格によってどう改善されていくのか。具体的にいうと、試験や実習の現行の課題というところが、こういった形で変わっていくのか、そもそも試験はどういう形になるのか、そういったところもはっきりとさせながら、いい形で提供していただければいいなというところです。それから、現職教員の試験の免除や移行期間と書きましたが、要は経過措置のところ。それから、指定日本語教師養成機関ですが、そこも指定の在り方であるとか、教育課程や教育体制について、今、調査が進められていると私も認識していますが、そういったものを受けて、いい形で示されることになればいいと思います。以上、私がまとめたものです。また質問等あるときに、申し上げたいと思いますが、今年度の進め方というところで、名称などが一部変わっているところもあるように見受けましたので、そういったところもまたお話しできたらと思います。以上です。

○西原座長

ありがとうございます。次に議事(4)意見交換とさせていただきます。それに先立ちまして、文化庁が行った各種調査の報告について、事務局から報告をしていただきます。

○山田地域日本語教育推進室長

資料5-1、5-2につきまして、意見交換のご参考として、一部、調査結果をご説明させていただきます。

資料5-1については、大学及び文化庁届出受理の日本語教師養成研修機関実態調査ということで、昨年度末に行った調査の結果です。対象としては、教師養成課程がある大学と届出受理機関、計320機関で、このうち290機関から回答を頂戴しております。日本

語教師養成機関については、指定をするという枠組みを考えておりますので、その検討の一助となればと思います。

1 ページ目は、教育課程に関する質問です。日本語教師の養成課程、研修については、文化庁のほうで必須の教育内容ということ、国語分科会の審議のほうで示させていただいておりますが、それに対応しているかということに対して、「対応している」という回答は79.9%で、残り2割は「対応していない」という回答でした。理由として、養成のみを取り扱う課程ではない、専任教員不足という理由が挙げられています。教育実習の実施状況については、実施している機関は9割以上ということで、大半が実施しております。ただ、教育実習のみを実施しているところは2.8%と、現状としては少数です。これがこの先どうなるかということは論点としてあるかと思えます。

2 ページ、担当教員に関する質問です。常勤・非常勤の割合でいいますと、全体としてはほぼ半々ですが、大学のほうが56%に対して、届出受理機関は20%ということで、常勤教員の割合に非常な差異があることが分かっております。さらに人数について見ますと、常勤職員について、大学等では4人以上が6割、届出受理機関は3人以下が85%で、こちらも機関の性質によってかなり差があるという結果が分かっております。続いて、修了・認定要件については、大学は26単位が4割、45単位が16.3%、届出受理機関は420時間が9割です。修了・認定要件について、単位修得または成績評価が多いということになってはいますが、これも若干大学と届出受理機関で割合の差が出ております。

3 ページ、修了者の進路については、一般企業が多くなってはいますが、その他に日本語教師や学校教員ということではばらつきがございます。教育実習の内容については、オリエンテーション、授業見学、模擬授業・教壇実習の一環としての教案・教材作成、模擬実習、教壇実習、振り返りということで、9割の機関ができてはいることになっております。下はオンラインでの実施状況ですが、コロナの関係もありまして、オンラインが進んでいるのかなというのがありますが、全てオンラインは1割ほどですが、一部のみが4割近くで、全体としては半数がオンラインで実施しているということです。

4 ページ、実習担当教員について。担当教員数については、全体で見ると、常勤担当教員3名以下が大半で68.6%です。非常勤担当教員については、3名以下が46.1%になります。教壇実習のみの担当教員数は、常勤は3名以下が6割、非常勤は3名以下が5割弱です。最後に、実習の担当教員の養成課程あるいは試験の受講歴について、これは複数回答ですが、日本語教育能力検定試験合格者が6割強と、養成課程修了者が53%になります。これも大学と届出受理機関で少し差があります。教師養成については以上です。

続きまして、資料5-2、日本語教育機関における自己点検・評価に関する実態調査の結果です。昨年度末に実施した調査で、調査対象は法務省告示校となっております。回収数は479で6割の回収率になります。基本情報はこちらにあるとおりで、株式会社が5割、そのあと、専修学校、各種学校となっております。定員につきましては、100名以下が4割、101~200名が25%ということで、これも若干設置主体によって差があるという

ようなことになっています。

2 ページ目、自己点検・評価の実施状況です。前提として、告示校については、告示基準において、自己点検・評価を年1回以上行うこととされておりますが、「実施している」と回答した機関が9割だったということで、1割は「実施していない」という回答が出ております。理由については、一番下のグラフになりますが、そもそも在籍者がいない機関だった。コロナの影響があるのかもしれないですが、それでしていないというところもありますが、実施方法が分からないとか、要員の確保ができないという理由で、できていない学校も若干あるということが分かっております。

3 ページ目、自己点検・評価の実施方法です。全体としては「4段階評価」と回答した機関が半数、3段階のところも若干ございます。実施体制については、多くのところは「既存の学内組織で実施している」というところかと思えます。第三者評価については、「実施し、かつ公表している」という回答が13.5%で、自己点検・評価に比べると、かなり実施率が低い。なかなか第三者評価については実施が進んでいない状況が見てとれます。中でも各種学校については比較的高いということになっています。

4 ページ目、情報公開について、1つ目として、自己点検・評価の結果の公表ということで、6割以上が「すべて公表している」、それ以外は「一部公表している」。次の表は、自己点検・評価の結果ではなく、各学校の教育活動の状況について公表しているかという質問に対して、「Webサイトで公表している」ところが77.8%です。実際の情報公開状況がその下の表で、Webで公表している方、入学の説明会等で提供している方、いろいろございますが、項目によっては、なかなか公表されていない項目もあるかと思えます。

5 ページは、点検・評価や情報公表とは毛色が異なった質問ですが、この調査は告示校に対する調査ですが、告示校において、留学生以外の日本語教育を行っているかどうかという調査も併せて実施しております。生活者対象のプログラムを提供しているところが5割近くあり、それ以外にも特定技能や、数は少ないですが技能実習など、留学生以外のプログラムを告示校で提供しているということです。指導方法については、実際に教室に通学している方が大半ですが、オンラインでやっているところもあります。プログラムの学習時間については、対象とする学習者によって大きく異なっており、特定技能については151～300時間が多いですが、就労者、生活者はより少ない時間となっております。調査の結果は以上です。

○西原座長

細部についての資料が提供され、それについてのご説明をいただいたところで、これらの資料は検討課題の対象として既に配られているとご理解いただければよいかと思えます。ただ、短期間でこれだけのものを消化して議論をすることは非常に難しいと思えます。今日は有識者会議の第1回目ですので、委員お一人お一人から、このような問題にどういうふうに取り組むのか、そしてどういふことを課題として捉えてらっしゃるのか共有す

ることを、最初にさせていただければと思っています。

手元に委員名簿がありますので、五十音順にお一人お一人から、ご自分のお立場をはっきりさせていただいた上で、取り組みに対するご自身の姿勢と申しますか、今日説明されたことに関連して、ご意見をいただければと思います。浜松市の石坂さまからよろしいですか。

○石坂委員

浜松市の企画調整部長の石坂です。よろしく申し上げます。現在、日本語学習支援の拠点施設として外国人学習支援センターを独自に浜松市が設置しております。現在はそこで教える日本語教師との雇用関係がありませんので、謝金で対応しており継続的に安定してお願いすることが、なかなか難しい部分もあり、人材の確保が難しいという点がございます。また、支援していただける方の高齢化が進んでおりまして、若い世代の担い手が不足していることもございますので、先ほど、インターカルト日本語学校の加藤先生もお話しされていましたが、日本語教師の国家資格化の検討や、日本語教育コーディネーターの育成等の仕組みづくりも必要ではないかと考えております。

それと合わせて、いろいろ類型化をして認定日本語教育機関としていくのであれば、浜松市としては独自に外国人学習支援センターを設置しているということもございますので、できれば新たな補助金や交付金等の創設もしていただけると、継続して安定して運営できると思いますので、その点もお願いできればと考えております。以上です。

○伊東座長代理

伊東祐郎です。現在は秋田市にある国際教養大学専門職大学院で、日本語教師の育成・養成にたずさわっております。また前任校で留学生教育をやっておりました立場から、今回2つの日本語教育機関の認定と、登録日本語教員の在り方が議論されるということに関して、私なりの考えを申し上げたいと思います。

まず、日本語教育機関の認定ですが、一般的に、今日の報告にもありましたように、法務省告示校ということが議論の中心になるように感じております。しかしながら、日本語教育機関はそれ以外、大学で言いますと、日本語別科ですとか日本語教育センターということで、告示校以外にも日本語教育を専門に行っているところがあります。したがって、私が申し上げたいのは、新制度の制度設計にあたっては、日本語教育機関の対象となるところがどんな教育機関なのかを明確にした上で、議論をしていただきたいと思います。法務省告示校の場合も、株式会社立もあれば、専門学校、専修学校という機関もございますが、ここを明確にした上で議論が進展していくといいかと思っております。

次に、登録日本語教員のことについて、私の意見を申し上げますと、まず、筆記試験、現行の試験はすでにありますが、この試験のことが議論されずに、新試験という形で議論を進めてまいりました。私個人的には、現在の試験、何が問題なのか、もしかして新試験

になったとしても、あまり大きく変わることはないのではないかと感じております。そういう意味で、新試験と言ったときに、既存の試験との関係も含めて、あらたな試験づくりを議論していただきたいと思います。それと教育実習に関しましても、やはり中身が問われることになると思いますので、指定教育養成機関といったときに、どのような基準を設けるのかといったこと、これも議論していただきたいと思います。本学のことを申し上げるのは恐縮ですが、本学の場合は専門職大学院ということで、250時間の教育実習を行っております。なおかつ、大学の認証評価を受けることで私たちの質を担保しております。そのこととあらたな新制度設計の認定との絡み、ここもうまく混乱がない形で整備していただければと思います。以上です。

○大日向委員

告示校といわれる日本語教育機関で30数年間、経営、運営にたずさわってまいりました。昨年こちらは退任しましたが、現在は日本語教育機関の団体の代表として、日本語教育機関との大きな関わりを持って活動しております。現在の日本語教育機関というのは、進学予備校、予備教育という位置付けですが、実際に卒業生の7割前後が日本の高等教育機関に進学しているという事実がございます。ただし残りの3割、3割と言いましても、この3割は卒業生の3割ですから、コースを終了する前に帰国していく留学生も多いということを考えますと、実際にはこの数字以上に多くの学習者が、日本語教育機関で進学を目的としないで日本語を学んでいるということを、忘れてはならないと思います。彼らの中には日本で生活をしながら、あるいは日本語を学びながら、日本の文化、社会を体験し、日本人との交流を目指すという目的で、留学してきている学習者も多くいます。このような留学生を受け入れる日本語教育機関、さらに申し上げますと、その他にも日本語修得の目的が、結婚して日本に住むことを予定している、日本の生活者の予備軍みたいな学習者、それから日本企業で就職を目指そうという学習者と、非常に多様な学習者を受け入れている日本語教育機関があります。新しい制度設計、新しい仕組みの中で、こういった多様な日本語教育機関が認定されるようにならなければならないだろうというのが、私の考えでございます。この会議においては、このような観点からも私の意見を述べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員

先ほど最後に申し上げた名称等という続きから、申し上げたいと思います。今までは公認日本語教師と私たちは呼んでいましたが、今回、登録日本語教員と名称が変わって、名称だけではなく、恐らくいただいた資料を読みますと、日本語教育機関が施設となっておりますが、日本語教育機関もしくは施設に必置となるように読めます。必置というのは、ある意味いいことだと思いますが、必置となる場合に、教員一人一人のしなければならない、例えば試験の制度がどうであるのか。本当に必置ということになると、そこがもう一度今、

現職の人たちが、どういった形でどういった立法措置の中で行っているのかといったようなところも、一教員にとっても、それを雇用する日本語教育機関にとっても、とても大きな問題になりますので、そこを一つ一つ明確にする形でいけたらと思います。日本語教師も日本語教育機関も、規則や縛りが増えたという結果にもっていきようなことにはならないことを切に願っていて、本来の日本語教育機関、日本語教師が、社会的意義を持つような形、それから活躍の範囲が広がり、それに伴って処遇改善にもつながるようなところを目指していければいいなと思っています。以上です。

○加藤委員

先ほど最後に申し上げた名称等という続きから、申し上げたいと思います。今までは公認日本語教師と私たちは呼んでいましたが、今回、登録日本語教員と名称が変わって、名称だけではなく、恐らくいただいた資料を読みますと、日本語教育機関が施設となりますが、日本語教育機関もしくは施設に必置となるように読めます。必置というのは、ある意味いいことだと思いますが、必置となる場合に、教員一人一人のしなければならない、例えば試験の制度がどうであるのか。本当に必置ということになると、そこがもう一度今、現職の人たちが、どういった形でどういった立法措置の中で行っているのかといったようなところも、一教員にとっても、それを雇用する日本語教育機関にとっても、とても大きな問題になりますので、そこを一つ一つ明確にする形でいけたらと思います。日本語教師も日本語教育機関も、規則や縛りが増えたという結果にもっていきようなことにはならないことを切に願っていて、本来の日本語教育機関、日本語教師が、社会的意義を持つような形、それから活躍の範囲が広がり、それに伴って処遇改善にもつながるようなところを目指していければいいなと思っています。以上です。

○神吉委員

神吉宇一です。よろしくお願いいたします。私は武蔵野大学で教員をしております。教員の仕事としては、日本語教育にたずさわっているわけではありませんが、研究分野として日本語教育政策、言語教育政策の分析を専門にしておりますので、その観点からこの議論に貢献できればと思っております。政策サイクルという観点から、政策の課題、どんな課題があり、それを解決するためにどういう政策、今回の場合は資格と認定の仕組みということだと思いますが、それをつくり、その結果どういうふうにならなくて、さらに良くするために改善の仕組みをどうつくっていくのかという議論ができればいいなと思っています。会議体の名称にもあるとおり、質の維持向上というのが、非常に重要だと思います。現状、質が低いのか高いのかについては、恐らく明確な定義はないと思いますが、少なくとも今以上のものにしていくと考えたときに、一部のことは現状維持では済まないだろうという心づもり、ある意味の覚悟を持って臨む必要があるだろうと考えています。よろしくお願いいたします。

○川口委員

川口でございます。よろしくお願いいたします。私自身の専攻はバイオロジカルサイエンスでございます。日本語教育との縁があったとしますと、25年ぐらい前、東京大学の留学生センター長を任されたときに、だいぶ日本語の先生方といろいろな議論をしたときぐらいでしょうか。その後、ほとんど日本語とは縁がございません。なぜ私に今回お声が掛かったかと考えてみますと、今、神吉先生もおっしゃったように、いわゆる質保証という問題になろうかと思えます。大学評価をずっとやってきましたので、質保証というキーワードで、何かお役に立てたらと、勝手に考えております。

そういう視点で一言、先ほど主な検討事項のところに認定制度とありますが、2に自己点検・情報公表とあります。先ほど文化庁からご報告いただいたアンケート結果、資料5-2の自己点検・評価の実施状況のところ、90%が実施しているというご報告でした。一般の企業、専修学校、大学等々は、こういうアンケートでは、ほとんど90%が「やっています」と答えます。実は大問題が、今、神吉先生がおっしゃったことと通じるのですが、自己点検・評価をやっていけばいいのではなくて、むしろその結果がちゃんと学校、組織の中で改善につながっているということが必要です。世の中でよくPDCAサイクルといわれますが、乱暴な言い方をすると、PDCAではなくて、PDCCというのが相当ありますが、Aまでちゃんとつながっていることが重要なので、先ほどいただいた資料の中で、具体的な認定基準はもちろんあって、これは重要ですが、それ以上に、それぞれの組織、学校の中で、ちゃんとPDCAサイクルが回っているか。質の向上につながっているかということが、一番重要ではないかと思えます。ですからお願いとしては、あえて申し上げますと、「自己点検・評価」という言葉ではなくて、むしろ「内部質保証と情報公開」の方がいいと思えます。自己点検というと、アンケート結果のように、ほとんどが「90%やっています」という答えになってしまうので、実際に改善につながっているかというところまでチェックすることが必要ではないかと思えます。

○佐々木委員

佐々木でございます。私は大学で日本語教育を専攻して、それ以後ずっと関わってきましたので、長さは長いのですが、実力は問題ありかもしれません。今、制度的な整備が進んでいること、本当にうれしく思っています。昔を知っている者としては、大変うれしいことです。長い間、日本語教育機関の質的な調査に関わってきました。各機関へお話を伺うということもやってきていますが、そうすると、制度的な基準は満たしているけど、内実は課題だらけという学校さんもあります。そういう学校さんにかぎって、自分たちの課題に気付いていらない、あるいは気付かないふりをしていらない。この辺でいいだろうという感じで妥協を重ねていらない、そこをなんとかしたいと思えます。私の願いとしては、制度設計をやっていくのはいいのですが、その制度設計において、

制度が目指すところが皆さんに分かるように明確化されること。そして現実の機関と内実とのギャップをどう埋めていくかというところを、きちんと制度設計することを目指していただけるとありがたいなと思っています。一つのヒントは、今、川口委員がおっしゃったような、内部的な質的な向上。これをなんとかしていけるといいなと思います。

○田尻委員

田尻です。去年出した報告書の作成に関わった委員の一人です。この10何年、教育政策の法案化に興味があり、お手伝いしてきました。ひつじ書房のウェブマガジン「未草」に前の委員会の経過と私なりの感想も書いていますので、ご参考になればと思います。ここでやっています教員養成もそうですが、国家資格についてはかなり気になっていまして、先ほど加藤委員がおっしゃった登録と公認はどう違うのかということは、また今後の会議でやっていけばいいと思います。私個人は外国人の受け入れ政策全体の中で日本語教育を見ようと考えている視点が、他の委員に比べてはっきりしているのではないかと考えています。以上です。

○西村委員

文化外国語専門学校の西村と申します。よろしくお願いたします。これまでの議論の中でも、さまざまな設置形態があるというお話があったかと思いますが、私は専門学校にある日本語学科の教員として仕事を始めまして、今に至りますが、専門学校という立場で申し上げれば、さまざまな設置形態の学校がある中で、日本語以外の専門を学ぶ留学生も学校の中にいたりするので、そういったものとの連携ができたらいいなと思うわけですが、いろいろな設置形態、目的ありますので、どうしてもその部分を、制度で1つにまとめていく必要があろうかと思っています。ただ、そのことが行き過ぎてしまうと、画一的な教育につながってしまう恐れもあろうかと思っていますので、パッとイメージできる日本語学校とは違う日本語専門学校、専門学校の中にある日本語科があるということもお示しながら、最終的には多様な教育を提供して、学習者にとっていろいろな学びが得られるような制度設計になればいいと思っています。学習者に利するような制度をつくり上げられたらと思っていますので、そのために頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○浜田委員

浜田でございます。ホーム校は、京都教育大学という学校教員の養成をしている大学に勤めておりますので、学校教育のほうは、あまり専門ではないのですが、大学での教員養成の授業などに関わる中で、学校教員の養成についてもいろいろ見聞することが多いという立場から、この委員会にも貢献できればと思っております。それと合わせて、日本語教育小委員会の主査も務めさせていただいております。先ほども日本語教育機関の認

定基準については、日本語教育小委員会のほうで、専門的な議論をすることがありまして、非常に責任の重いお仕事をいただいたなど、あらためて感じている次第です。

先ほども神吉委員からありましたが、今回日本語教育の質の維持向上について、意見を提言するというので、できるだけ意義のある提言をしていきたいと思いますが、先ほどのお話の中で一番ありがたいと思っているのは、日本語教育機関が文部科学省の認定を受けるようになったこと、あるいは教員の登録についても文部科学大臣が交付をするということで、全てがいわゆる教育機関、あるいは学校教員と同じような教育者の資格の認定という枠組みの中で、すっきりと議論ができるようになったというところが、私としては非常にありがたいと感じている次第です。そして、質の向上というところですが、前の有識者会議のときからずっと宿題であると思いますが、試験の部分については、ペーパーテストですので、改善をするにしても、ある程度限界があると思いますが、教育実習の部分が、やはり質の向上について、一番大きな役割を担うべき仕組みになるのではないかと考えていますので、その仕組みについて、質を担保できるように、どのような仕組みをつくるかということ、皆さんと一緒に一生懸命考えていきたいと思っています。

先ほど加藤委員からもありましたが、日本語教師の処遇改善ということ、ぜひ今回は議論に積極的に加えていただきたいと思います。これも前回からの宿題になっていますが、キャリアアップといいますが、長い間日本語教師の経験を積んで、専門性を高めていった方たちが、その専門性の高さや経験について、それが待遇の向上に結び付くような仕組みをつくっていききたい。もちろんそれは単に経験を積むということだけではなくて、リカレントの教育を受けて、専門性をより高めていくということだと思いますが、そういうことも視野に入れながら考えていきたいということと、現職の先生方に対する経過措置ということですが、もちろん雇用を守ることは大前提ではありますが、この新しい仕組みに参加をしていただくことで、それがブラッシュアップの機会にもなるような提言ができればいいなと思っています。

○札幌委員

今回からこちらでお世話になります札幌でございます。私は日本語教育プログラムを30年担当していました金沢工業大学から、2年前に同じ学園系列の国際高専に異動となりました。今年度からは高専のほうでも、認証評価の評価部担当を任されていますので、私自身は日本語教育機関の認証評価、自己点検評価の在り方、外部評価に興味を持っています。ただし、一教員として、教科の作業に協力するときによく思っているのが、理屈では分かっているけど、「このアンケートに答えるの、面倒くさい」という評価疲れというのをすごく感じていて、本当に意味のある評価はどのように進めたらいいのだろうか、常に考えています。先ほど川口先生もおっしゃっていたように、評価をやったという事実だけではなくて、それが確実に質の向上につながる在り方の評価はどうあるべきなのかを考えていきたいと思っています。今年度から、浜田先生が座長をなさっている日本語教育

小委員会のほうでも参加させていただきますので、いろいろな立場から評価の在り方を考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○前田委員

今回初めて加わらせていただきました前田と申します。私ももっぱら認定制度のほうでこちらに加わったという理解をしております。これまで認証評価に初めて関わったのは、第一号の評価機関として申請する側で、今は認証評価機関になりたいところを認証するという仕事もしております。この他にも専門職大学制度の創設に関する委員会とか、専修学校の質保証に関わってまいりました。そうした経験を通じて、今回難しい面があると思ったのは学校種についてです。今までですと、1つの学校種の中で質保証をどうするかということでしたが、日本語教育の場合はいろいろな教育機関があるということです。日本語教育に関しては、全く素人ですが、日本語教育の質保証を考える際には、教育プログラム評価と機関評価のバランスが重要と考えます。プログラム評価のほうは、ある程度多様であるとはいえ、一定のレベルが決まってくるでしょうが、それを支えるための教育機関としての評価がそこにどのように加わってくるのかということも考慮しないといけません。教育機関に横串を刺すような評価はできないと思えますので、プログラムを支えるのに適した教育機関がどうあるべきかが重要だと感じております。

また、先ほどの文部科学省の資料のご説明の中で、自己点検評価の実施状況が、4段階評価か、3段階か、2段階かというのがありまして、これはチェックリスト方式で実施するから段階評価なのだろうと思えました。チェックリスト方式がいけないとしてしまうと、規模が小さいところはすごく大変になると思えます。いろいろな規模の教育機関が、その規模で無理なく、しかし確実に内部質保証につなげていくためにはどうしたらいいのか。これは結構難しいと思っています。ある枠組みにはめてしまうと、形式で終わってしまうので、そこをどうやって教育を良くしていくことにつなげていけるのか。これが私の最大の関心事です。今後ともよろしくお願いいたします。

○山口委員

山口でございます。私は1970年代後半から、日本語教育機関、いわゆる日本語学校の運営にたずさわってまいりました。さまざまな経験をしたわけですが、日本語教育機関は浮沈の激しい業界でした。その中でどうやって日本語教育機関全体が、社会的信頼を得られるだろうかということも考えてまいりました。そして日振協をベースにしまして、信頼されるための活動を行いました。1つには、ガイドラインの制定に関わりました。また2014年には、日本語教育機関のための自己点検・評価項目を、数名のメンバーでとりまとめました。恐らく今回のアンケートも、その一部が利用されているのかなと感じております。やはり運営状況を確認していくというのは、それぞれの日本語教育機関が自らの強みを確認して、不足した部分に気付く、課題に気付くことが非常に重要だと思っています。

ですから、自己点検評価というのは、これからの日本語教育機関の質保証を考える上での基本になると思います。ただ、自己点検評価しっぱなしというのは、不十分だと思います。残念ながら、日本語教育機関は小規模な機関が多く、今までそういう経験をなさっていないところが多いです。そういう機関に合わせた自己点検評価の仕方を、まず皆さんに理解をしていただくことが重要かと思います。

もう1つ、日本語教育機関の認定というところに絡んできますが、基準というものは、どんなに立派なものをつくっても、それだけでは機関が信頼されるとは、私は思っておりません。基準に沿った運営をどのようにしているのか、運営状況を評価する仕組みがなければ、どんなに立派な基準をつくっても、本当に社会のためにならないのではないかと考えています。そのためには先ほどお見せいただいたイメージ図にありますが、認定をして、その後定期報告をする。昨年出されたものは定期的にとありましたが、この部分は必要だと思います。定期報告をして問題があれば、勧告や是正命令を出すということですが、これでは不十分だと思います。問題が起きてから、問題のあるところを叩くのではなく、問題の起きないようにしていくことが、私は一番大切だと思います。そのためには、定期報告を受けたら、その報告されたものを評価することが必要だと思います。つまり、日本語教育機関につきましても、内部評価とともに第三者による評価がなければ、新しい仕組みはスムーズに動かないと思います。そして自己点検評価、第三者評価により日本語教育機関全体の水準が向上することが大切だと思います。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。検討課題は、次の何回かにわたって、具体的な議題として提出され、それについて集中的に議論するという段階になるわけです。今、委員の皆さまのお立場、基本のお考えを伺いましたので、それを土台にしながら、次の議題に移っていくと思います。今後事務局のほうから、どれを先に、どれを後に、議論されるかが示され、最終的には有識者会議として報告をすることになると思いますが、どのようにまとめていったら一番良い報告になるのかということ、次回以降、議論を重ねていくことになると思います。大変貴重なご意見をいただきまして、そして委員の皆さま方がどういうお考えをお持ちかということも伺うことができ、お互いに有益なセッションだったと考えております。

次回以降のことについて、事務局から具体的な提案をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山田地域日本語教育推進室長

先生方、多岐にわたるご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。いろいろな論点、今後の方向性についてご示唆をいただきましたので、これを踏まえて次回以降の検討事項、今日お配りした検討事項をさらにブラッシュアップして、どういう方向で議論して

いくかを、少し考えたいと思います。今後の進め方ですが、次回については、関係者のヒアリングということでは、本日は加藤先生に日本語学校の立場でご意見を頂戴しましたが、また別の角度から、日本語教育に関するヒアリングを行うとともに、今日のご意見を踏まえて、議論すべき事項をあらためてお示しできればと思っております。また認定基準の在り方や、情報公表や、自己点検の在り方、試験など、具体的な事柄については、さらに次の段階で議論をいただきますが、その辺りは座長ともご相談しながら進めたいと思っています。スケジュール的には月1回ぐらいのペースで開催、年度内に一度とりまとめを行うということですが、またスケジュールについても、追々御相談させていただければと思います。以上です。

○西原座長

非常に広大なビジョンをお示しいただきましたが、最後にぜひ言っておきたいということがあれば、挙手をお願いいたします。ないようでしたら、これで第1回の日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を閉会したいと思います。

今日提示された資料の他に参考資料が配布されております。この取り扱いについて事務局からご説明いただきます。

○山田地域日本語教育推進室長

こちらの資料については、委員の皆様から御意見を頂戴したいということではなく、我々のほうでとりまとめているさまざまなデータや、文科省が現在行っている日本語教育に関する施策をとりまとめたものです。参考資料ですので、議論の際に必要ながあればご覧いただくか、私どものほうで現状を説明する際に使わせていただくという意図でお配りしておりますので、あくまでも御参考ということをお願いいたします。

○西原座長

次回までに、できればお目通しいただければと思います。では、これにて閉会させていただきます。ご協力、ありがとうございました。